

事業者各位

(公社)京都労働基準協会 京都上支部

## 『研削といしの取替え等業務の特別教育』開催のご案内

平素は、当支部の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、事業者に義務付けられている特別教育を下記のとおり開催いたしますので、受講いただきますようご案内申し上げます。

なお、「自由研削用といし」については、2日間の受講で修了となりますが、「機械研削用といし」については下記3、4、5にご留意願います。

### 記

#### 1. 日時及び場所

学科教育	令和6年7月19日(金)	午前9時～午後4時55分
	京都経済センター6階	京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78
実技教育	令和6年7月20日(土)	午前の組 9時～12時10分
		午後の組 13時～16時10分
	三菱自動車工業株式会社 京都製作所	
		京都市右京区太秦巽町1(市バス「南広町」バス停北側)

※ 遅刻・早退・欠席等の場合、修了証を交付できませんのでご注意ください。

2. 対象業務 自由研削用といし(卓上グラインダー、ハンドグラインダー、高速切断機等)及び  
機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

3. 受講資格 機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務については、事業場等で  
①2時間以上の実技教育を終えた者  
②本講習受講後1ヶ月以内に2時間以上の実技教育を終える事ができる者  
(本講習では、安全衛生特別教育規定に基づく実技教育3時間の内1時間を実施するため、  
下記4を参照してください。)

4. 講習科目 第一日目(学科7時間)  
(1) 自由研削用研削盤、同といし、機械研削用研削盤、同といしの取付け具等に関する知識(4時間)  
(2) 関係法令(1時間)  
(3) 自由研削用といし、機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識(2時間)  
第二日目(実技3時間)  
(1)自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法(2時間)  
(2)機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法(1時間)  
\* なお、機械研削用といしについては、使用される機械への取り付け及び試運転の実技教育は自社で2時間以上行ってください。  
当講習では、研削盤と研削といしとの適合確認、研削といしの外観検査・打音検査、取り付け具の締め付け方、バランスの取り方等を行います。

5. 修了証交付 (1)自由研削用といしの方・機械研削用といし受講資格①の方は、実技終了後に交付します。  
(2)機械研削用といし受講資格②の方は、実技教育実施報告書提出後に交付します。  
\* 実施報告書に実施日・場所・時間数を記入し、事業者の実施証明・押印したものを、郵送又は持参してください。  
⇒郵送の場合、修了証送付のため、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。  
⇒持参の場合、その場でお渡します。
6. 定 員 60名 定員になり次第締切ります。
7. 受 講 料 会員 14,300円 非会員 17,600円 (消費税込)  
受講申し込み後、受講料の返却はいたしませんのでご了承ください。
8. テキスト代 1,320円 (消費税込)
9. 申 込 先 公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部  
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター4階  
TEL (075)353-3513 ・ FAX (075)353-3520
10. 申込方法 \*当支部に直接申し込みに来ていただく場合  
◇申込書の原本・受講料・テキスト代をお持ちください。  
\*留守にする場合もございますので、お電話で確認のうえお越しください。  
\*現金書留で申し込みいただく場合  
◇申込書の原本・受講料・テキスト代を送付下さい。受講票と領収書を送付いたします。  
\*FAXで申し込みいただく場合  
◇①申込書に記入のうえ FAXにて送信ください。FAX(075)353-3520  
②受講票と請求書を送付いたしますので、受講料・テキスト代を請求書に記載しております金融機関に振込み願います。  
③申込書の原本をこちらに郵送していただくか、当日受付にお渡しください。
11. そ の 他 (1)学科・実技とも受講票を持参し受付に提出してください。  
(2)学科教育の受付開始は午前8時50分からです。  
(3)実技教育の受付は、各組とも開始15分前からです。受講者は、三菱自動車工業㈱京都製作所 中通用門の受付へ受講票を提出してください。(職員が会場へ案内します。)  
(4)学科、実技会場とも駐車はできませんので公共交通機関をご利用ください。  
(5)実技教育は、作業の出来る服装でご参加ください。

#### [参照条項]

##### 労働安全衛生法 第59条 第3項(安全衛生教育の実施)

事業者は危険または有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。

##### 労働安全衛生規則 第36条(特別教育を必要とする業務)

法第59条第3項の労働省で定める危険または有害な業務は、次のとおりとする。

##### 1. 研削といしの取替えまたは取替え時の試運転の業務

(以下 略)

##### 安全衛生特別教育規程 第1条及び第2条(研削といしの取替え等の業務に係る特別教育)

(科目・時間等 略)

受講番号

いずれかに  
☑して下さい

自由  
 機械

研削といしの取替え等業務の  
特別教育受講申込書・実施報告書

受 講 者	フリガナ			生年月日	S ・ H			
	氏名				年	月	日生	
	旧姓等併記希望の場合 旧姓等氏名： ※併記を希望する氏名等が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等）を受付時に提示してください。							
	現住所	〒						
	実技	午前か午後、希望する方に○印を 午前9時～ ・ 午後1時～		受講票等 送付先	会社 ・ 個人			
勤 務 先	会社名			ご 連 絡 先	担当者			
	所在地	〒 -			電話	-	-	(会社・個人)
					FAX	-	-	(会社・個人)
				携帯	-	-	(会社・個人)	

※以下枠内「自由研削といし」の受講者については記入不要↓

受 講 資 格	<p>該当する方にチェックしてください。</p> <p>上記の者は、事業場等で機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務について</p> <p><input type="checkbox"/> ① 2時間以上の実技教育を実施したことを証明する。 →①欄へ</p> <p><input type="checkbox"/> ② 本講習後1ヶ月以内に上記①の教育を実施し報告する。 →②欄へ</p> <p>(本特別教育においては、安全衛生特別教育規定に基づく実技教育3時間の内1時間を実施するため)</p>							
① 事 業 者 証 明	令和6年	月	日	事業場所在地	電話	(	)	
				事業場名称				
				事業者職名・氏名	Ⓜ			
② 実 施 報 告	令和6年	月	日	実技教育	・実施年月日	令和6年	月	日
				・場 所	・時間数			
	上記受講者について、以上のとおり実施したことを報告します。							
				事業場名称				
				事業者職名・氏名	Ⓜ			

会員  京都労働基準協会 会員  会員外 (チェックしてください)

令和6年 月 日

公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部 殿